平成３０年（フ）第２６号
北海道北見市幸町４丁目２番６号　ハイツサニーヒルⅠ　105号、前住所北海道北見市無加川町611番地２　ほのぼのハイツ３　202号
債務者　笹島　政秀
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
茨城県潮来市大賀147番地
債務者　箕輪　文吾
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第２９１号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5647番地１
ｃａｓｔａｎａ103
債務者　藤嶋　和樹
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９９号
埼玉県幸手市中１丁目15番22号　高花マンション202
債務者　浅川　京子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４１号
さいたま市見沼区大字蓮沼361番地１　中田ガーデン205
債務者　礒山　顕寿
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４５号
さいたま市中央区鈴谷５丁目９番25号
債務者　村上　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３０号
埼玉県志木市中宗岡１丁目８番８―303号
債務者　清水スミ子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４７号
さいたま市見沼区大字大谷408番地１　４号
債務者　岩野　孝成
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２２号
埼玉県八潮市大字古新田226番地
債務者　洌崎　浩子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２３９号
埼玉県越谷市大字袋山389番地１　越谷袋山住宅１―105
債務者　根岸　正次
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
埼玉県越谷市大字下間久里1218番地３　飯田コーポ202
債務者　戸ケ崎里美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本48番地１
債務者　立岩　　卓
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７０号
埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本48番地１
債務者　立岩　惠子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１０５号
埼玉県東松山市大字西本宿2071番地９　東松山メゾンオークラ206号
債務者　萩原　義史
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２４号
埼玉県児玉郡神川町大字新里186番地６　ベストケアレジデンス羽衣
債務者　佐藤　サイ
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２５号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘４丁目23番地１　県営住宅２―102号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字富田1362番地12
債務者　矢吹　春男
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２６号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘４丁目23番地１　県営住宅２―102号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字富田1362番地12
債務者　矢吹三枝子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部